

第254回

広島県都市計画審議会

と き 令和6年7月10日（水）
ところ サテライトキャンパスひろしま 504 中講義室

土 木 建 築 局

第254回広島県都市計画審議会

議案

第1号議案

目 次

議案 番号	市 町	付 議 事 項	決定 権者	指摘	頁
1	東広島市	産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物 の用途変更について (建築基準法第 51 条ただし書)	—		1

第1号議案

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の
用途変更について
(建築基準法第51条ただし書)

東広建指第 18 号
令和 6 年 7 月 10 日

広島県都市計画審議会会長様

東 広 島 市 長
〔〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29〕
建 築 指 導 課

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物への用途変更について（諮問）

このことについて、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 1 条ただし書きの規定によって、貴会の意見を求めます。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要

1 申請者住所氏名

住所：広島県東広島市西大沢二丁目 500 番 285 号
氏名：東広島商事株式会社 代表取締役 佐々木 浩

2 申請位置

東広島市黒瀬町小多田字新立 10016 番 83、10016 番 84、10016 番 92

3 申請理由

申請者は、平成 14 年 12 月より東広島市黒瀬町の黒瀬工業団地内において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という）15 条」及び「建築基準法第 51 条ただし書き」の許可を取得し、現在、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類の破碎処理等を行う中間処理事業を営んでいる。

令和 4 年にプラスチック資源循環促進法が施行され、国内での廃プラスチック類の再資源化の推進が高まっている点および、近年の石炭や重油等の価格高騰に伴う代替熱源として、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの需要が年々増加している状況にあり、これらの状況に対応するため、当該事業所において、廃プラスチック類のリサイクル推進に向けた取組の一環として、廃プラスチック類の回収量を増加させ、破碎施設の処理能力の増強を行おうとするものである。

当該処理施設は、廃掃法施行令第 7 条第 7 号及び第 8 号の 2 に規定する処理施設であり、建築基準法施行条例第 130 条の 2 の 2 第 2 号イに規定する施設に該当するため、建築基準法第 51 条ただし書きの許可を必要とするものである。

4 申請概要

(1) 用途地域 工業専用地域

(2) 敷地面積 11,520.56 m²

(3) 敷地内の建物概要

- 棟数：5 棟
- 主要用途：産業廃棄物処理施設
- 建築面積：7,556.05 m²
- 延床面積：6,807.48 m²

(4) 許可の対象となる破碎施設が設置される既存建物の概要

【 A 棟 】

- 現在 B 棟で稼働している破碎施設を移転し設置する（新設）
- 建築面積：2,290.15 m²
- 延床面積：2,001.59 m²

【 B 棟 】

- 稼働中の破碎施設を A 棟へ移転し、新たに破碎施設を設置する（能力変更）
- 建築面積：1,709.46 m²
- 延床面積：1,407.60 m²

(5) 許可の対象となる破碎施設の計画能力

○処理する廃棄物の種類及び処理能力

建 物	破碎施設	廃棄物 処理品目	処理能力 (現 状)	処理能力 (変更後)
A 棟	破碎施設 3 (新 設)	廃プラスチック類	—	⇒ 44.8 t/日
		木くず	—	⇒ 65.6 t/日
		がれき類	—	⇒ 34.4 t/日
B 棟	破碎施設 4 (能力変更)	廃プラスチック類	44.8 t/日	⇒ 225.83 t/日
		木くず	65.6 t/日	⇒ 202.79 t/日
		がれき類	34.4 t/日	⇒ 285.24 t/日
C 棟	破碎施設 1 (変更なし)	廃プラスチック類	65.6 t/日	65.6 t/日
		木くず	102.4 t/日	102.4 t/日
		がれき類	124.8 t/日	124.8 t/日
	破碎施設 2 (変更なし)	廃プラスチック類	49.6 t/日	49.6 t/日
		木くず	57.6 t/日	57.6 t/日
		がれき類	76.8 t/日	76.8 t/日
合 計		廃プラスチック類	160.0 t/日	⇒ 385.83 t/日
		木くず	225.6 t/日	⇒ 428.39 t/日
		がれき類	236.0 t/日	⇒ 521.24 t/日

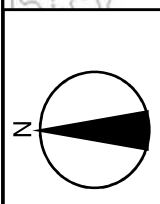
※  許可対象施設

5 審査基準の評価

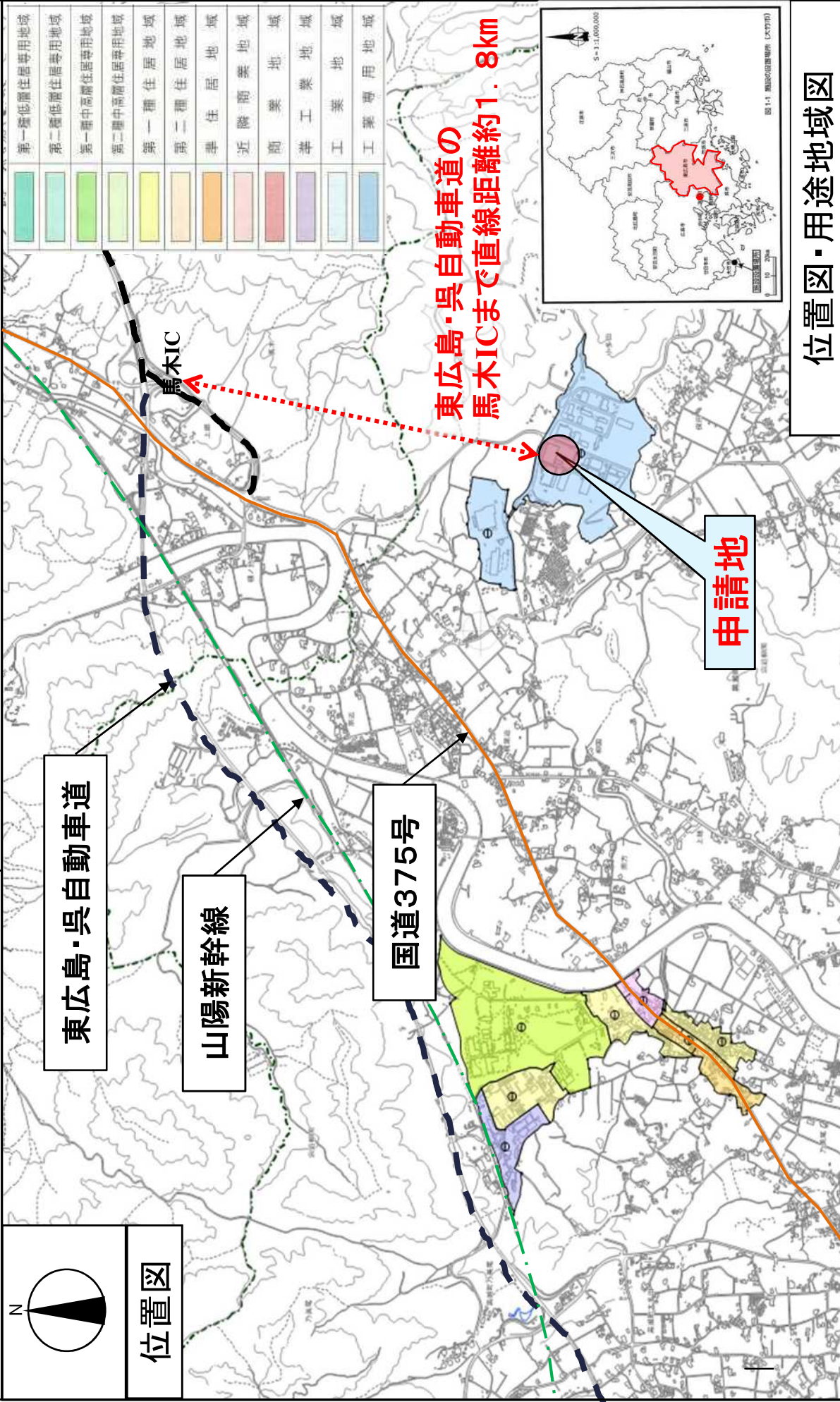
- 申請地は、市街化区域内の工場等の立地を目的とした工業専用地域内（黒瀬工業団地地区計画区域）に位置し、直近の住宅まで200m離れている。
- 公害の有無及び防止策に関して、関係法令の規制は遵守され、また、生活環境影響調査の結果、各調査項目において環境基準値を満たしている。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可について、広島県西部東厚生環境事務所環境管理課より許可を得ている。
- 申請者が近隣の住民に対して、事業計画を説明し、理解を得ている。

6 東広島市の意見

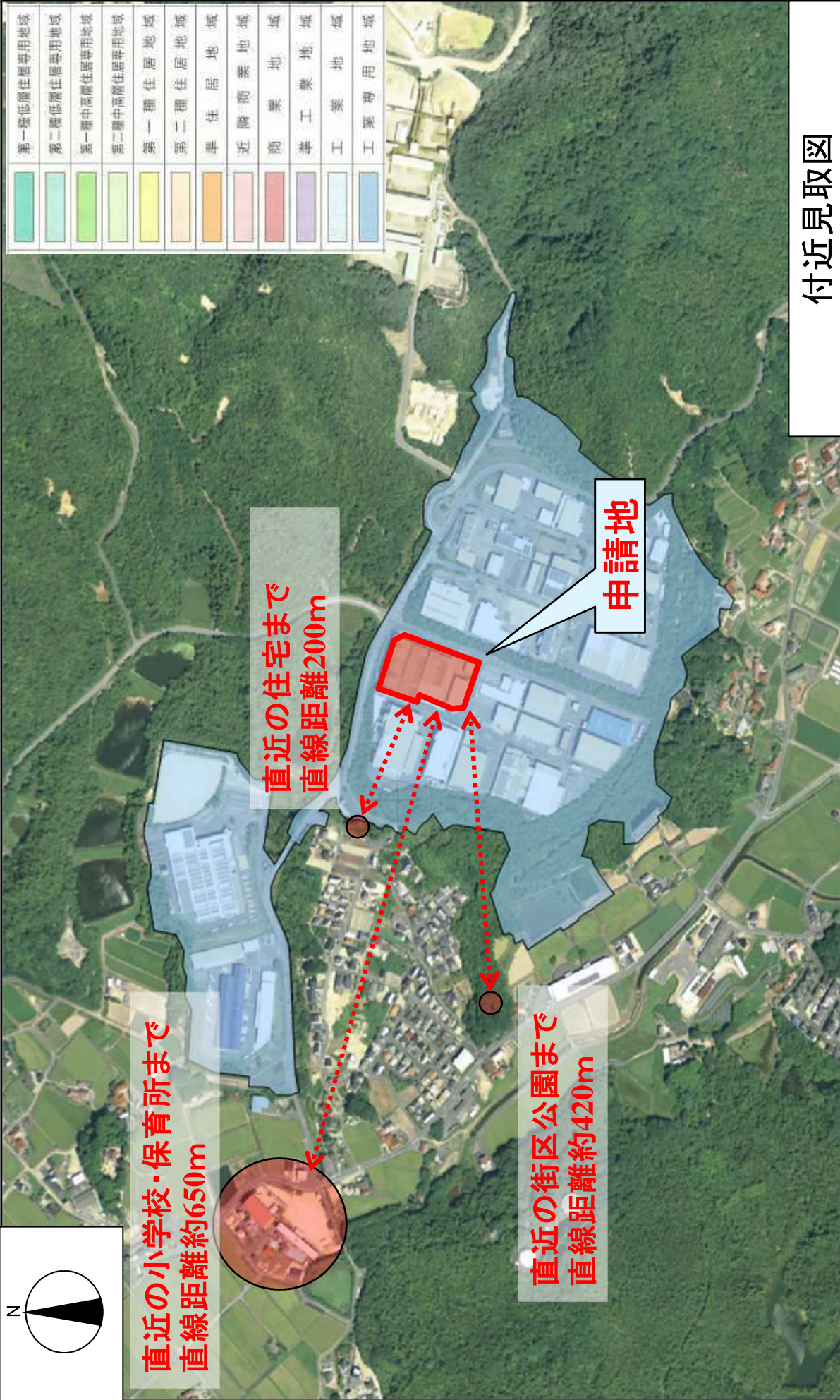
審査の結果に基づき、敷地の位置は、都市計画上支障がないと判断する。



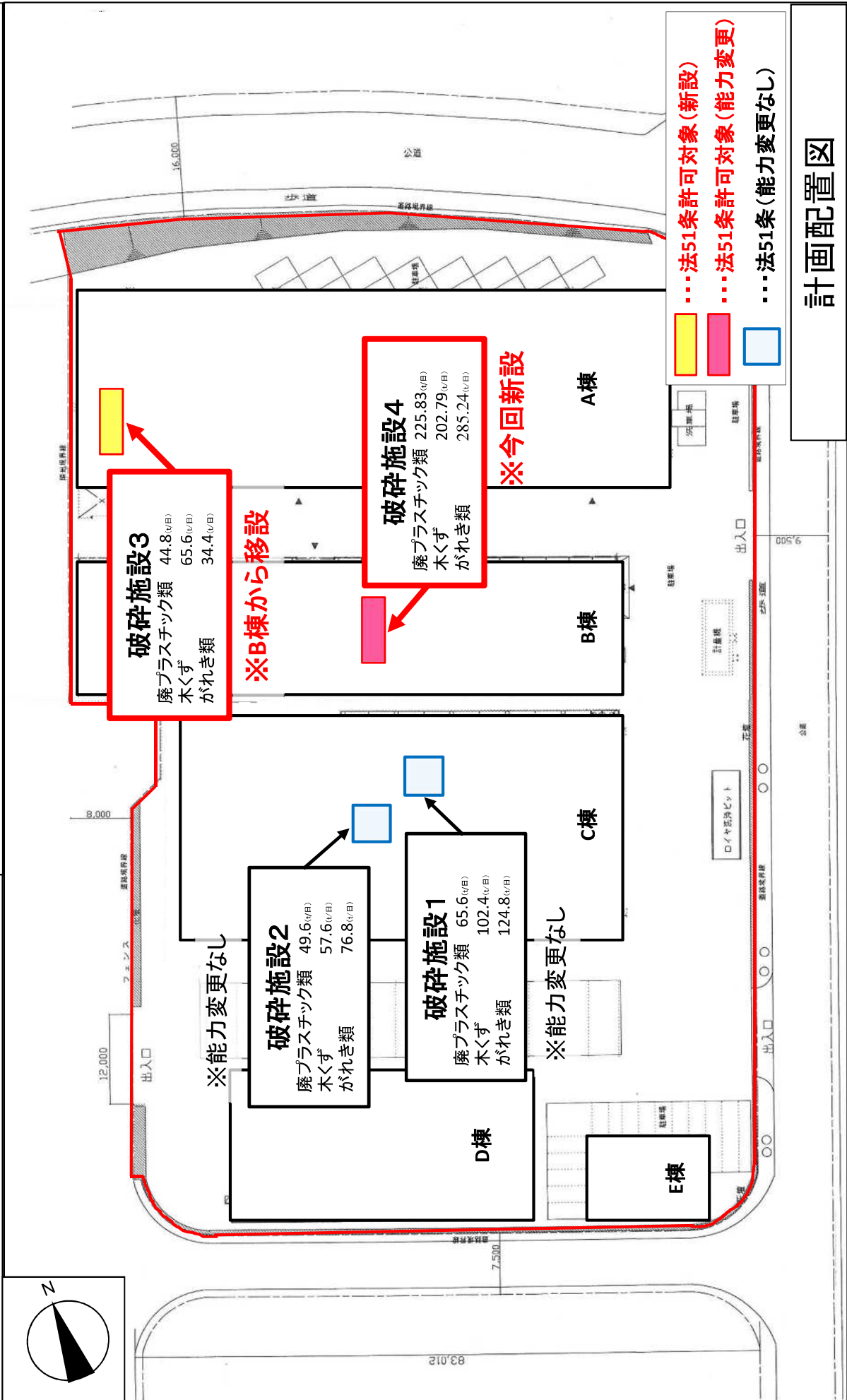
位置図



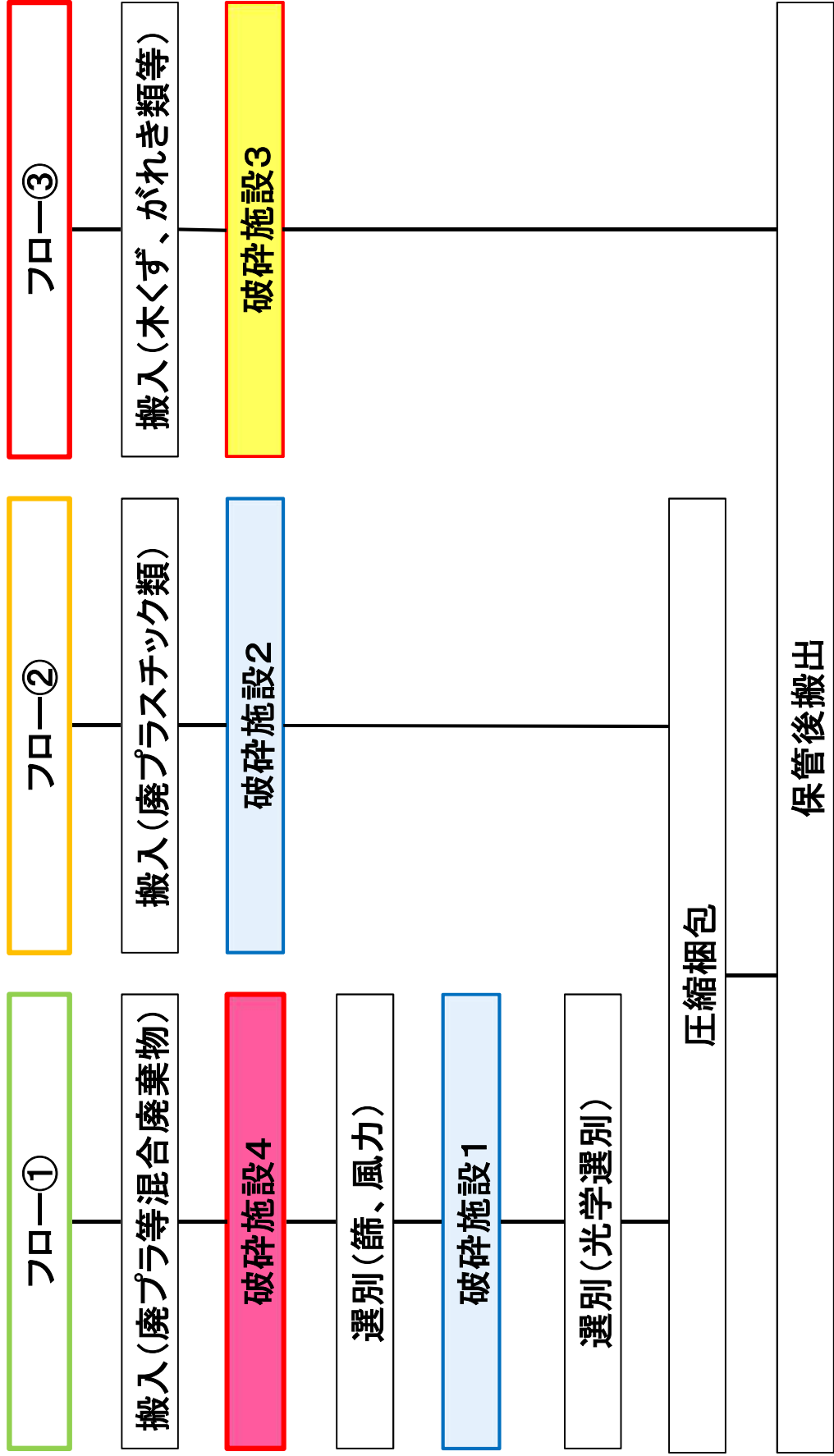
位置図・用途地域図



付近見取図



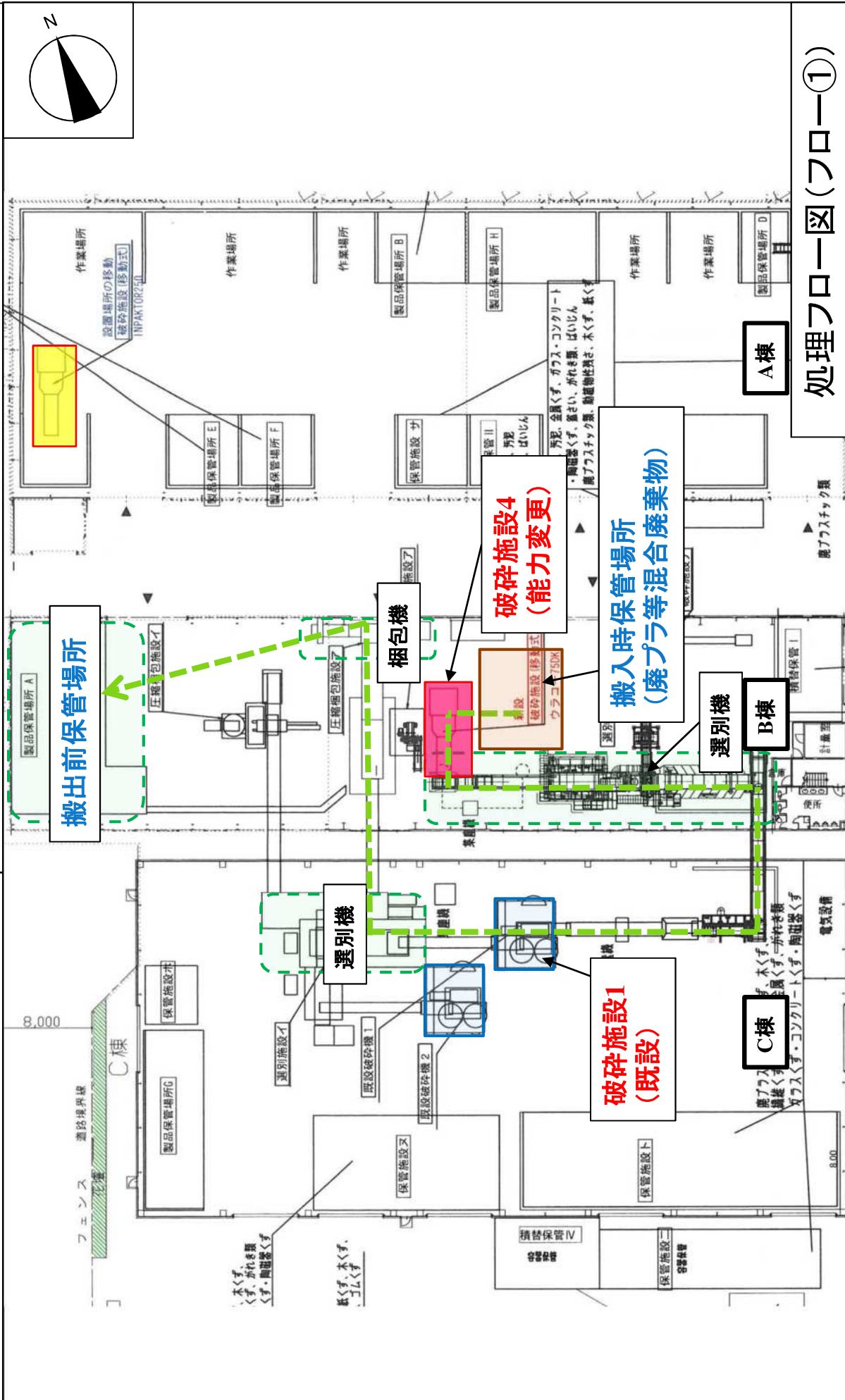
計画配置図



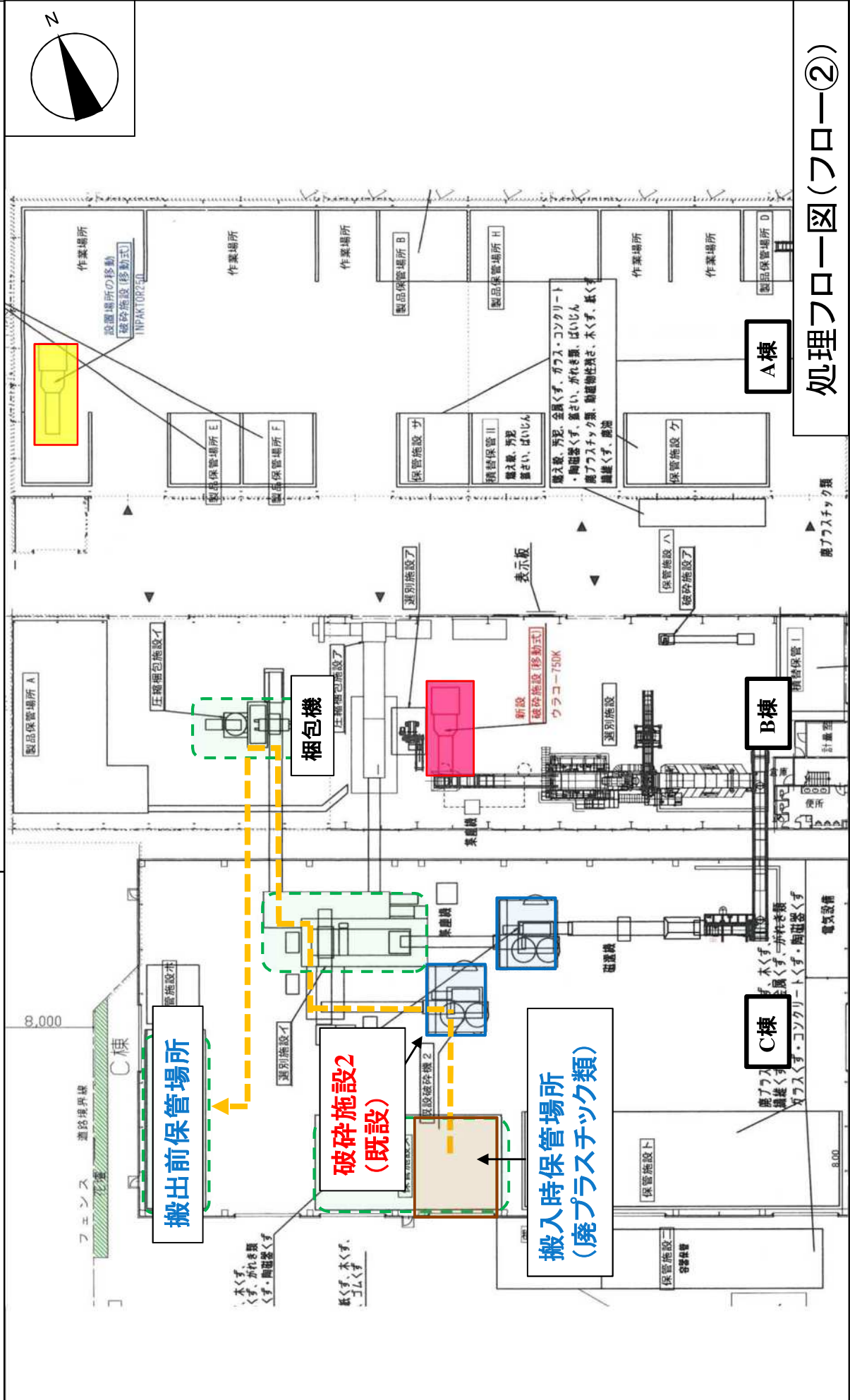
第1号議案付図

5 / 7

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物への用途変更について



処理フロー図(フロー①)



処理フロー図(フロア②)

